

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年7月1日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

中部処理区千鳥町地区緊急下水道整備工事

管きょ更生工（複合管） 既設管径 $\square 2,000\text{mm} \times 2,000\text{mm}$ L=51.7m

2 履行（納品）場所

中区千鳥町4番地先

3 契約日

令和8年3月26日

4 履行日又は履行期間

令和8年8月31日まで

5 契約金額

68,857,800 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

名 称：株式会社エムテック

代 表 者：代表取締役 菊池 貴史

住 所：横浜市旭区桐が作 1631 番地 8

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和7年1月28日、埼玉県八潮市において道路陥没を伴う下水道管路の破損事故が発生しました。

この事案を受け、国土交通省より全国特別重点調査の要請が発令されました。本市においても、テレビカメラ等を用いた調査の結果、間門合流雨水幹線が優先実施路線 緊急度Ⅰと判定されました。

当該幹線は、構造的・社会的影響の観点から緊急度が高いと判断し、速やかな対策が必要とされたため、緊急契約を締結します。

8 契約の相手方の選定理由

対策工法の契約実績がある事業者で、早急な対応が可能であったため。

9 所管課

下水道河川局管路整備課